



熊本県公報

第 1 2 0 3 9 号

平成 23 年 8 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 2
- 保安林の指定施業要件の変更..... (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更..... (") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (") 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (") 3
- 漁船保険義務加入同意の承認(姫戸加入区)..... (団体支援課) 3
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 4
- 保安林の指定..... (") 4
- 保安林の指定に関する予定..... (") 4
- 保安林の指定に関する予定..... (") 5
- 保安林の指定に関する予定..... (") 5
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 5
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定..... (会計課) 6
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 6
- 道路の区域変更..... (") 6
- 道路の区域変更..... (") 7
- 種畜証明書 of 交付..... (畜産課) 7
- 熊本県農業研究センター温室換気窓開閉装置等修繕に係る一
般競争入札の参加資格..... (農林水産政策課) 8
- 公 告**
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者
に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不
明者に係る当該通知の掲示..... (") 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不
明者に係る当該通知の掲示..... (") 9
- 平成23年度クリーニング師試験の実施..... (業務衛生課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 10
- 熊本県農業研究センター温室換気窓開閉装置等修繕に係る一
般競争入札の実施..... (農林水産政策課) 11
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器等
の貸貸借に係る一般競争入札参加資格..... (警察本部刑事企画課) 13
- 熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器等
の貸貸借に係る一般競争入札の実施..... (") 14

告 示

熊本県告示第 8 2 2 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
クボタライフ九州 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九 州	平成23年9月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
-------------	------	-------

クボタライフ九州 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州	平成23年9月1日
--------------------------	--------------	-----------

熊本県告示第823号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
クボタライフ九州 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州	平成23年9月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
クボタライフ九州 熊本市花園一丁目4番2号	株式会社クボタライフ九州	平成23年9月1日

熊本県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
五木村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
五木村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第827号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
五木村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第828号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第829号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認められるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
なお、平成19年8月27日熊本県告示第728号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成23年8月2

6日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

姫戸加入区

熊本県告示第830号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字湯田山5530番40、5530番41、字モミキ5545番34から5545番41まで、5545番55

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字鞆1523番、字柿畑1687番、1692番、字越地1751番、1754番、1755番、1760番、字大迫188

1番、1882番1、1883番、字穴藏2010番、2060番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴藏2010番・2060番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町安部字山木谷1082番、1100番、早楠字五郎谷5番3、7番1、7番4、7番6、1番・8番1・24番1（以上

3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山木谷1082番・1100番・字五郎谷1番・5番3・7番4・7番6・8番1・24番1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第833号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字中尾2203番、2195番・2204番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾2195番・2203番・2204番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第834号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町木早川内字尾猿1403番1、1404番1、1405番1、1406番、1408番1、1435番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾猿1403番1・1404番1・1405番1・1406番・1408番1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第835号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年8月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	原立門線	菊池市原字城 4654番7地先から 同市重味字菖蒲谷 2352番3地先まで	61.0	単橋改 (橋り ょうの 改良)

2 供用を開始する期日 平成23年8月26日

熊本県告示第836号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。
平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
山鹿市山鹿978	山鹿市役所職員労働組合 執行委員長 井口哲一	平成23年8月17日
菊池市隈府888	菊池市役所職員労働組合 執行委員長 高島英輔	平成23年8月17日
葦北郡津奈木町大字小津 奈木2123番地	津奈木町 津奈木町長 西川裕	平成23年8月17日
阿蘇郡産山村大字山鹿4 88番地3	産山村 産山村長 佐藤敬助	平成23年8月17日
菊池郡菊陽町大字久保田 2800番地	菊陽町 菊陽町長 後藤三雄	平成23年8月17日
荒尾市宮内出目390番 地	荒尾市 荒尾市長 前畑淳治	平成23年8月17日

熊本県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市河内町河内 1160番地先から 同所 891番地先まで	前	8.2 ～ 16.5	87.6	活力基 盤交安 (交差 点改良)
			後	9.0 ～ 20.7		

2 区域を変更する期日 平成23年8月26日

熊本県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前 線	球磨郡五木村甲字下梶原 4267番10地先から 同所 4267番10地先まで	前	22.5 ～ 27.3	42.0	単防災 (災害 防除工 事に伴 う拡幅)
			後	22.5 ～ 33.7		

2 区域を変更する期日 平成23年8月26日

熊本県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上野田黒 渕線	阿蘇郡小国町大字黒渕 字手水野 863番1の1地先から 同所 863番1の1地先まで	前	4.6 ～ 7.0	108.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	6.0 ～ 43.3		
		阿蘇郡小国町大字黒渕 字手水野 842番地先から 同所 827番1地先まで	前	3.5 ～ 4.4	54.7	
			後	9.3 ～ 27.5		

2 区域を変更する期日 平成23年8月26日

熊本県告示第840号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番号（平2 3熊本県臨）	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査 場所
平成23年 8月5日 (金)	第1号	スプリングウェイ F プリンス ココ ア ET	ホルスタ イン種	2級	社団法人家 畜改良事業 団 熊本種 雄牛センター	阿蘇郡 西原村
	第2号	N L B C ボルセナ アセンライ ET	ホルスタ イン種	2級		
	第3号	W H G トネット オーシュ ET	ホルスタ イン種	2級		
	第4号	W H G バーレッタ ポーフム ET	ホルスタ イン種	2級		
	第5号	オムラ フィネス ET	ホルスタ イン種	2級		
	第6号	ウチ ビナイン E T	ホルスタ イン種	2級		

熊本県告示第841号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県農業研究センター 温室換気窓開閉装置等修繕
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本県水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成23年9月8日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格査申請書の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告**熊本県公告第438号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を菊池市役所に掲示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
萩 良治、株式会社旭、松岡 智
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年6月28日付け農林水産省告示第1223号による。

熊本県公告第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
永里 一吉、六車 チヨメ、野崎 富人、浜田 安美、福村 幸則、長濱 富市、眞野 康彦、農村 清人
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ

- たこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年7月12日付け熊本県告示第699号による。

熊本県公告第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
山本 兼次、下川 辰次、森山 平四郎、福田 末熊
- 2 通知の趣旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年7月12日付け熊本県告示第700号による。

熊本県公告第441号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年10月23日（日）
ア 学科試験 午前10時50分から午後0時10分まで
イ 実地試験 午後1時10分から
- (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市上熊本2丁目6番7号）
- 2 試験科目
- (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験（洗たく物の処理に関する知識及び技能）
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
イ 繊維の鑑別
ウ 薬品の鑑別
エ 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ
※1 蒸気アイロン及び長袖ワイシャツは、熊本県で準備する。
※2 アイロン仕上げの際にノリは使用しない。
- 3 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布する。ただし、県外に住所を有する受験希望者にあつては、郵送での配布も行う。この場合、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、宛て先を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角型2号：A4サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
また、県庁ホームページに掲載する電子ファイルをダウンロードした願書についても、その使用を認める。
- (2) 提出書類
ア 願書
イ 履歴書
ウ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本

- (又は抄本)を提出すること。
- エ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の氏名を記入すること。
- (3) 受験手数料
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。
- (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所(熊本市保健所を含む。)へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)へ提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合
やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のとおりとする。
ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替(普通為替)7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書の受付期間
平成23年9月5日(月)から平成23年9月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送による場合は、平成23年9月5日(月)から平成23年9月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課から願書記載の受験者現住所に送付する。
- 5 合格基準
 - (1) 学科試験
3科目の合計得点が満点の6割以上であること。(ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は、不合格とする。)
 - (2) 実地試験
4科目の合計得点が満点の6割以上であること。(ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は、不合格とする。)
- 6 合格者の発表
平成23年11月15日(火)午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による照会には一切応じない。
- 7 その他
 - (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所(熊本市保健所を含む。)又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話番号096-333-2245)に行うこと。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、午前8時30分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
 - (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。

熊本県公告第442号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番45、同2086番46、同2086番47及び同2086番197
886.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東京都世田谷区奥沢8丁目3番2号田園マンション502
蓬萊 昭彦
熊本市琴平本町8番12号
秋山 芳江

熊本県公告第443号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県農業研究センター 温室換気窓開閉装置等修繕
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班
郵便番号 862-8570 熊本県水前寺六丁目18番1号
- (3) 請負業務の内容
業務仕様書による。
- (4) 請負委託期間
契約締結の日の翌日から平成24年1月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県合志市栄3801
熊本県農業研究センター本部
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札するものとする。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等不得使用となり、ICカードの再取得を準備している場合
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするのを、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者と決定された者であること。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成23年9月8日（木）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者で

- あることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)アに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成23年9月29日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成23年10月4日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成23年10月5日（水）午後3時
- (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成23年10月4日（火）までに1 (2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。（必着）当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)にて開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
- エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第7条の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班
電話番号 096-333-2362
ファックス番号 096-383-3270
 - (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Switchgears of ventilation window at greenhouses in Agricultural research center
 - (2) Date and Place for tender:
Date: October 5, 2011
Place: Agriculture, Forestry, and Fisheries Division
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Agriculture, Forestry, and Fisheries Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2362
 - (4) Others
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県警察本部告示第6号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成23年8月26日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成23年9月15日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊刑企公告第424号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成23年8月26日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器等 一式
- (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部刑事企画課統計分析係（熊本県警察本部庁舎5階）
住所 〒862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線（4043）
ファックス番号 096-381-0110 内線4019
- (3) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (4) 借入期間
平成24年1月1日から平成28年12月31日まで
- (5) 納入期限
平成23年12月28日（水）
- (6) 借入場所
要求仕様書による。
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。（紙入札併用案件）ただし、電子入札システムに利用者登録が完了しているものは、電子入札により入札することとするが、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、熊本県電子入札運用基準の規定10-3(2)に該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間までに県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願（熊本県電子入札運用基準様式3号）を提出後、承認を受けたものに限り紙入札により入札することができる。
- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料（保守料を含む。）1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けていない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)に定める条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平

成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成23年9月15日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課 管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)

住所 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合はアの日時までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

(5) 暴力団ではない者及び役員等が暴力団関係者でない者、又は暴力団関係者が実質的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

(6) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2の(2)から(6)までに示す要件を満たしていることの確認を受けるため、ア、イの書類を提出すること。

ア 別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書

イ その他確認資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア、イの書類を電子入札システムにより提出すること。

なお、(1)イその他確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、資料の目録を電子入札システムで提出し、資料は提出期間内に郵送又は持参すること。

紙入札により入札する場合は、(1)ア、イの書類を書面で(3)の提出期間内に郵送(書留郵便に限る。)又は持参すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成23年9月22日(木)午後5時まで

(4) 提出先

入札・契約担当部局

1(2)のおり

(5) 確認結果の通知

電子入札システムで提出した場合は、電子入札システムにより通知する。書面で提出した場合は、別紙様式2 競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札執行等

(1) 入札仕様書等の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(2) 入札質問に対する回答の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成23年10月5日(水)午後5時までに入札すること。

イ 紙入札による入札

(ア) 日時 平成23年10月6日(木)午後2時

(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部5階501会議室 (熊本県警察本部庁舎5階)

(4) 開札の日時

平成23年10月6日(木)午後2時

(5) 再入札の日時

ア 日時 平成23年10月6日(木)午後3時

イ 場所 (3)イ(イ)と同じ

5 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札

4 (3) アの日時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札

別紙様式3入札書により作成し、4 (3) イの日時及び場所へ持参し提出すること。ただし、代理人が入札するとき、別紙様式4委任状を入札書と併せて提出すること。

なお、郵送による提出も認めるが、平成23年10月5日(水)までに1 (2) 入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること。その際は、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式3入札書を入れること。

再入札が想定される場合は、中封筒の表に「再入札書」、「入札案件の名称」及び「再入札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式3-2再入札書を入れること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立ち会いのもとに開札を行うものとする。ただし、郵送により入札書を提出した場合など立ち会えない場合は、入札執行事務に関係のない県の職員を立ち合わせて開札を行う。

(3) 入札の回数

入札の回数は2回までとする。開札後に落札者が決定しない場合は再入札を行う。再入札を行う場合は、電子入札システムで入札を行ったものは、再入札の通知を受けたときから4 (5) アまでに入札すること。

なお、再入札の締切り日時までに再入札をしなかった場合、又は、再入札書を提出しなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 入札の無効等

次のアからエのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。

また、無効の入札を行った者を落札者として決定していた場合は、落札決定を取り消すものとする。

入札に参加する者が連合し、または、不穏な行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、該当入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期、もしくは、これを取りやめることができる。

ア 熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)第8条11項目いずれかに該当する入札

イ 民法第95条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

ウ 電子入札において、契約権限のない者のICカードを使用して行った入札

エ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札

(5) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) その他

要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 落札者からの契約締結期限

落札者の決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から7日以内とする。

(4) 契約保証金

熊本県会計規則第77条の規定により、契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、熊本県会計規則第77条の第2項第1号から第7号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

また、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるので、その際は、必要な添付書類を添えて別紙様式5「契約保証金免除申請書」を1 (2) 入札・契約担当部局へ提出すること。

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本競争入札は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 本入札の落札結果については、落札者の決定した日の翌日から起算して72日以内に公告する。

8 問い合わせ

- (1) 入札の内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局) 1 (2) のとおり
熊本県警察本部刑事部刑事企画課統計分析係
電話番号 096-381-0110 内線(4043)
ファックス番号 096-381-0110 内線(4019)
- (2) 2 (1) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日及び年末年始を除く)

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of Investigation information integrated management system servers
for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2011
- (3) Date and place to submit bidding:
October 6th, 2011, 2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
5th floor 501 Meeting Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
October 5th, 2011
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Investigation Department
Investgative Planning Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-0110(4043)